

第2章 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所開設届出事項一部変更届

1 事 案	施術所開設届事項に変更があった場合、変更後10日以内に届け出る
2 根拠法令	法9条の2、則22条
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2（進達1，控1）
5 添付書類	<p>内容に応じ必要な書類等を添付する。なお、従事者・構造設備の変更時は下記。</p> <p>(1) 施術者の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施術に従事する者の施術者免許証の写*¹ ・ 業務に従事する施術者の本人確認ができる書類（持参のみ）*² <p>(2) 施設の構造設備の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造を記した平面図*³
	<p>* 1：免許証の写 施術者免許証の原本を保健所に持参し原本照合を受けること。</p> <p>* 2：施術者が確認できる書類 運転免許証又は健康保険証等の本人確認ができる書類の原本</p> <p>* 3：施設の平面図 施術所各室のスケール・面積、用途、施術台等の主たる設備が記載されたもの。</p>
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 進達（台帳整理）
7 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 届出施術所名・所在地、開設者氏名・住所、開設届出済証交付年月日等は台帳と相違ないか。</p> <p>(3) 届出事項の変更内容に応じ、必要な書類が添付されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に従事する施術者と添付の免許証写に相違はないか。 ・ 構造設備（則第25条、第26条）に問題はないか。 ・ 運転免許証等確認書類は同意が得られれば写を添付、得られない場合は原本確認の旨記載。 <p>(4) 開設後10日以内の届出が行われてない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。</p> <p>(5) 既に他の施術所で勤務する施術者が掛け持ちで業務を行う場合は、無資格施術が行われることがないように施術時間等を窓口で確認し、必要に応じて届出書に追記すること。</p> <p>* 開設届出済み証は開設届出が済んだ旨の証明であって、現在の施術所の状態を記載するものではないので、届出済み証の訂正は行わない。</p> <p>* 出張専業届出の内容に変更を生じた場合（届出者氏名や住所等）は、届出規定がないことから、廃止後、再度、出張専業届を提出いただく取り扱いとする。</p>

(様式2)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所開設届出事項一部変更届

- 1 施術所所在地 〒 TEL
- 2 施術所の名称 (フリガナ)
- 3 開設届出済証 年 月 日付 号
交付年月日・番号
- 4 変更事項

変更前

変更後

- 5 変更年月日 年 月 日

上記により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所開設届出事項一部変更の届出を
します。

年 月 日

開設者 住所 〒 TEL

(フリガナ)
氏名

長崎県知事 様